
資料編

【 目 次 】

《資料編》

1 総 則

1-1	つくばみらい市防災会議委員名簿	1
1-2	防災関係機関窓口	2
1-3	つくばみらい市防災会議条例	4
1-4	つくばみらい市災害対策本部条例	6

2 災害協定等締結先一覧

3 気象庁震度階級関連解説表

3-1	人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	9
3-2	木造建物（住宅）の状況	10
3-3	鉄筋コンクリート造建物の状況	10
3-4	地盤・斜面等の状況	11
3-5	ライフライン・インフラ等への影響	11
3-6	大規模構造物への影響	12

4 情報通信

4-1	防災行政無線の整備状況	13
4-2	災害時通信連絡体制	13
4-3	災害時の広報文例	14

5 気象情報

5-1	警報・注意報発表基準一覧表	17
5-2	気象等に関する特別警報の発表基準	18
5-3	土砂災害警戒情報の発表基準	18

6 指定避難所等

6-1	指定避難所一覧	19
6-2	指定緊急避難場所一覧	20
6-3	指定福祉避難所	21
6-4	警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧	22

7 危険箇所等

7-1	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図	24
-----	----------------------------	----

8 輸 送

8-1	緊急輸送道路の指定状況	25
8-2	日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)	25
8-3	日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)	26
8-4	日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書	27
8-5	緊急通行車両確認証明書	28

9 救助法の適用

9-1	被害状況報告表	29
9-2	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	30

10 被災者生活再建支援法の適用

10-1	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	33
10-2	被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表	34

11 河川及び水防

11-1	国管理河川重要水防箇所	35
11-2	重要水防箇所・重要水防箇所評定基準	39
11-3	水防倉庫及び資機材一覧	39

12 農地災害対策

12-1	農作物防護指導要領	40
12-2	農作物の応急措置要領	42

13 災害報告

13-1	火災・災害等即報要領	44
------	------------	----

14 つくばみらい市災害弔慰金の支給

14-1	つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例	62
14-2	つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	69

1 総 則

1-1 つくばみらい市防災会議委員名簿

	区 分	機関名	役職
1	条例第3条第2項	つくばみらい市	市長
2	条例第3条第5項第1号	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	所長
3	条例第3条第5項第9号	陸上自衛隊古河駐屯地 第1施設団第101施設器材隊	隊長
4	条例第3条第5項第2号	茨城県県南県民センター	センター長
5	〃	茨城県土浦土木事務所	所長
6	〃	茨城県つくば保健所	所長
7	条例第3条第5項第3号	茨城県常総警察署	署長
8	条例第3条第5項第4号	つくばみらい市	副市長
9	〃	つくばみらい市	市長公室長
10	〃	つくばみらい市	総務部長
11	〃	つくばみらい市	市民経済部長
12	〃	つくばみらい市	保健福祉部長
13	〃	つくばみらい市	都市建設部長
14	〃	つくばみらい市教育委員会	教育部長
15	条例第3条第5項第5号	つくばみらい市教育委員会	教育長
16	条例第3条第5項第6号	つくばみらい市消防団	団長
17	条例第3条第5項第7号	つくばみらい市消防団本部付 (女性消防団)	分団長
18	条例第3条第5項第7号	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
19	〃	つくばみらい消防署	署長
20	条例第3条第5項第8号	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
21	〃	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社	支社長
22	〃	東部瓦斯(株)茨城南支社守谷事業所	所長
23	〃	東京ガス(株)茨城南導管・設備センター	センター長
24	〃	(一社)茨城県つくば市医師会	理事
25	〃	(一社)茨城県きぬ医師会	理事
26	〃	(一社)つくばみらい市歯科医師会	代表理事
27	〃	(公社)茨城県薬剤師会 つくば薬剤師会	管理薬剤師
28	〃	関東鉄道(株)つくば中央営業所	所長
29	〃	首都圏新都市鉄道(株)つくば駅務管理所	所長
30	〃	つくばみらい市社会福祉協議会	事務局長
31	条例第3条第5項第9号	つくばみらい市区長会	会長
32	〃	(一社)茨城県建設業協会 土浦支部つくば分会	会長
33	〃	茨城みなみ農業協同組合 女性部	部長
34	〃	つくばみらい市商工会 女性部	部長

1-2 防災関係機関窓口

分類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885
	県南県民センター	029-822-7010
	県南農林事務所	029-822-0841
	土浦土木事務所	029-822-4340
	常総工事事務所	0297-42-2621
	常総工事事務所	0297-42-2621
	県西水道事務所水海道浄水場	0296-44-9335
	つくば保健所	029-851-9287
警察機関	茨城県警察本部	029-301-0110
	常総警察署	0297-22-0110
消防本部	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	0297-23-0119
	〃 つくばみらい消防署	0297-58-0111
	〃 〃 谷和原出張所	0297-25-3119
	〃 〃 東部出張所	0297-52-1190
指定地方行政機関	茨城労働局	029-224-6211
	関東農政局	048-740-0464
	関東地方農政局 土浦地域センター	029-843-6875
	関東地方整備局 下館河川事務所	0296-25-2164
	〃 水海道出張所	0297-22-0245
	〃 鎌庭出張所	0297-42-2644
	〃 藤代出張所	0297-83-5126
	関東運輸局茨城運輸支局	029-247-5348
水戸地方气象台	029-224-1106	
自衛隊	陸上自衛隊 第1施設団(古河駐屯地)	0280-32-4141
	陸上自衛隊 施設学校(勝田駐屯地)	029-274-3211
	陸上自衛隊 武技学校(土浦駐屯地)	029-887-1171
	陸上自衛隊 関東補給処(霞ヶ浦駐屯地)	029-842-1211
	航空自衛隊 第7航空団(百里駐屯地)	0299-52-1331
指定公共機関	日本郵便(株) 伊奈郵便局	0297-58-0001
	〃 谷和原郵便局	0297-52-2001
	〃 福岡郵便局	0297-52-4001
	〃 谷和原郵便局	0297-52-3001
	〃 谷井田郵便局	0297-58-6102

分 類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
	〃 　　みらい平郵便局	0297-34-1007
	日本赤十字社 茨城県支部	029-241-4516
	日本放送協会 水戸放送局	029-232-9882
	東日本電信電話(株) 茨城支店	029-232-4825
	東日本高速道路(株) 谷和原管理事務	0297-52-2820
	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	029-225-3140
	日本貨物鉄道(株) 水戸営業支店	029-227-2113
	首都圏新都市鉄道(株)	03-3839-7341
	東京瓦斯(株) つくば支店	029-848-5151
	日本通運(株) 水戸支店	029-224-3113
	東京電力パワーグリッド(株) 竜ヶ崎支社	0297-75-5275
	KDDI (株) au 水戸支店	029-226-6621
	(株) NTTドコモ 茨城支店	029-222-5285
	指定地方公共機関	茨城県土地改良事業団体連合会
東部ガス(株)		03-3662-4611
東日本ガス(株)		0297-72-3165
一般社団法人 茨城県医師会		029-241-8446
公益社団法人 茨城県歯科医師会		029-252-2561
公益社団法人 茨城県薬剤師会		029-225-9393
公益社団法人 茨城県看護協会		029-221-6900
一般社団法人 茨城県高圧ガス保安協会 土浦支部		0299-59-3663
(株)茨城新聞社		029-221-3121
(株)茨城放送		029-244-2121
関東鉄道(株)		029-822-3710
首都圏新都市鉄道(株)		03-3839-7341
一般社団法人 茨城県トラック協会		029-243-1422
一般社団法人 茨城県バス協会		029-247-6603
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会		029-241-1133

1-3 つくばみらい市防災会議条例

つくばみらい市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、つくばみらい市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つくばみらい市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてつくばみらい市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 2 項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政の職員、茨城県の職員、つくばみらい市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-4 つくばみらい市災害対策本部条例

つくばみらい市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 27 日
条例第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、つくばみらい市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

2 災害協定等締結先一覧

	調印年月日	災害協定名称	災害協定先
自治体間の協定	H6.4.1	災害時等の相互応援に関する協定	茨城県内全市町村
	H23.6.1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局
	H25.3.19	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県伊奈町
	H25.7.12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市ほか 75 団体
	H25.10.2	災害時における相互応援に関する協定	千葉県浦安市
	H29.3.29	原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定	取手市、守谷市、東海村
	H30.1.29	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定	いわき市、茨城県内 34 市町村
	R1.5.30	大規模水害時の広域避難に関する協定	鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成市町(13 市町)
物資の応援に関する協定	H21.2.5	災害時における救援物資の提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社
	H21.8.1	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	株式会社レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所
	H23.12.13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合
	H25.6.25	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社アベックス 京葉支社
	H28.1.29	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
	H29.3.14	災害時における物資の供給に関する協定	DCM 株式会社
	H29.7.14	災害時における量の提供に関する協定	5日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会
	H30.9.27	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カスミ
	H30.11.1	災害時における段ボール製品等の調達に関する協定	東京コンテナ工業株式会社
	H31.4.17	災害時における組み立て式非常用トイレ等の調達に関する協定	高久産業株式会社
	R1.5.23	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	茨城県高圧ガス保安協会 土浦支部
	R3.1.28	災害発生時の協力に関する覚書	大塚製薬株式会社
	R4.1.4	災害時における救援物資の提供に関する協定	株式会社オリエンタル商事 サントリーフーズ株式会社
物資輸送に関する協定	H25.5.20	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	社団法人茨城県トラック協会 常総支部
避難施設に関する協定	H23.12.7	災害時支援協力に関する協定	茨城県みなみ農業共済組合
	R2.3.24	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	茨城県立伊奈高等学校
	R2.4.1	災害時に学校施設を避難所施設として利用することに関する協定	学校法人開智学園 開智望小学校及び開智中等教育学校
	R3.6.22	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会
	R3.11.10	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	茨城ゴルフ倶楽部、筑波カントリークラブ、取手国際ゴルフ倶楽部
	R4.1.25	災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定	株式会社デベロップ

	調印年月日	災害協定名称	災害協定先
福祉避難所に関する協定	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ほほえみ会(雅荘)
	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人青洲会(いなの里)
	H24.9.19	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人竹育会(ぬくもり荘)
	H30.3.29	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	茨城県立伊奈特別支援学校
	R3.8.20	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	曹洞宗 高雲寺
医療、衛生に関する協定	H13.3.2	災害時の医療救護についての協定	筑波大学附属病院
	H13.3.2	災害時の医療救護についての協定	つくば薬剤師会
	H25.10.17	災害時の医療救護についての協定	社団法人茨城県きぬ医師会
	H26.9.1	災害時の医療救護についての協定	一般社団法人つくば市医師会
	H26.10.23	災害時の歯科医療救護についての協定	一般社団法人つくばみらい市歯科医師会
災害応急、復旧に関する協定	H21.2.20	災害時の応急対策活動に関する協定	社団法人茨城県建設業協会土浦支部 つくば分会
	R3.1.12	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社、常総市、守谷市、坂東市
	R3.7.15	災害時における燃料の供給に関する協定	茨城県石油商業組合取手支部 つくばみらい部会
	R3.12.1	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社、常総市、守谷市、坂東市
消防相互応援協定	H18.6.1	消防相互応援協定	坂東市、つくば市、守谷市、常総市
	H19.4.1	消防相互応援協定	取手市
広報・報道・情報通信に関する協定	H18.6.13	NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 茨城支店
	H25.3.19	災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ株式会社
	H30.2.6	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する覚書	東京ガス株式会社 つくば支店
	H30.3.19	災害時における放送要請に関する協定	株式会社茨城放送
	H30.8.1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	H31.1.9	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する協定	東京パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社
その他の協定	H25.2.21	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 茨城支店
	H30.8.10	災害時における支援協力に関する協定	茨城県行政書士会
	H30.9.20	つくばみらい市とつくばみらい市内郵便局との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社 土浦郵便局
	H31.4.1	茨城県被災者生活再建支援システム等の運営に関する協定	茨城県
	R4.3.29	災害時における支援協力に関する協定	SMC 株式会社

3 気象庁震度階級関連解説表

3-1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計に記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3-2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3-3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

3-4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

3-5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

3-6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

4 情報通信

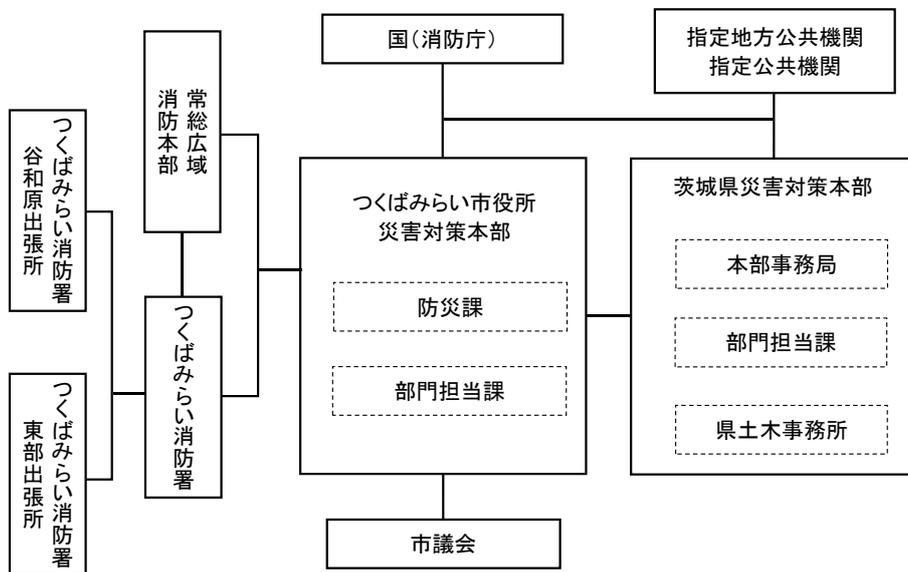
4-1 防災行政無線の整備状況

図：情報通信網

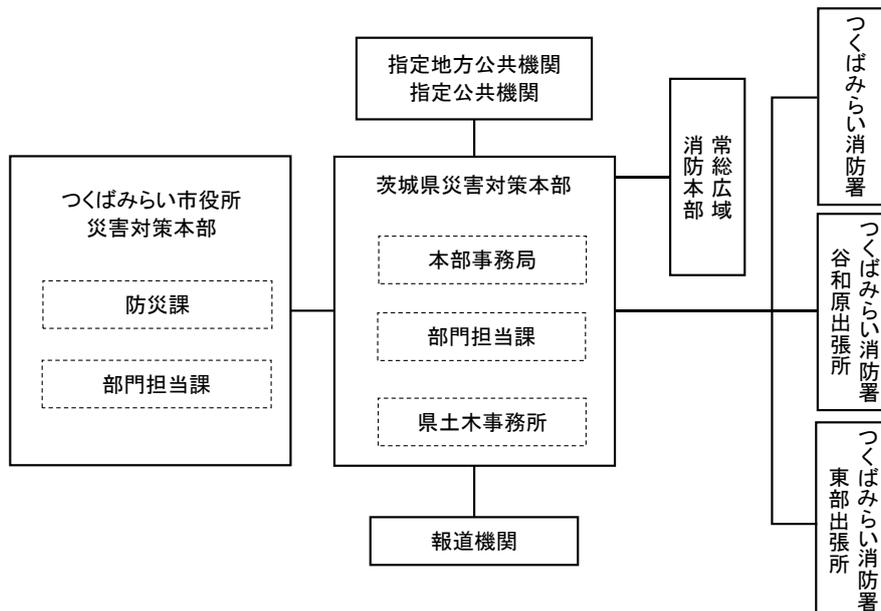


4-2 災害時通信連絡体制

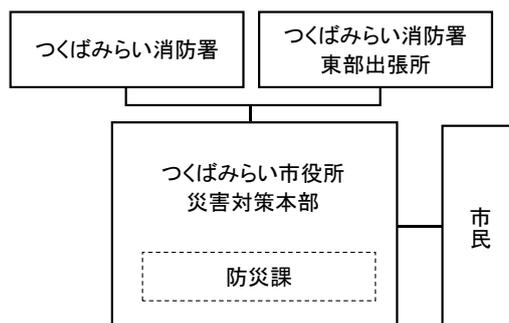
図：電話・FAX 等によるルート



図：茨城県防災情報ネットワークシステム



図：防災行政無線



4-3 災害時の広報文例

【例文1】 地震情報・余震情報の伝達分（1）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないでください。
揺れが治まってから、火の元を確認してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
先ほどの地震の震源は〇〇で、震源の深さは〇〇kmと推定されます。
つくばみらい市の震度は〇〇で、地震の規模はマグニチュード〇〇でした。
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【例文2】 地震情報・余震情報の伝達分（2）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
今後、余震が予想されますが、落ち着いて行動してください。
崩れかかった物やガラスの破片などでケガをしないよう、十分に注意してください。

【例文3】 被害の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。
これまでに分かった市内の被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人 行方の分からない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟
以上、〇〇時〇〇分の被害状況です。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話もかかりづらくなっています。復旧の見通しは立っていません。
今後も、ラジオや市役所からの情報に注意し、デマ等に惑わされないよう落ち着いて行動してください。

【例文4】 避難の指示・誘導（火災の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区付近で、火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
〇〇地区周辺の市民の方は直ちに〇〇方面へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。
〇〇地区の市民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文5】 避難の指示・誘導（家屋の倒壊・危険物の漏出等）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
家屋が壊れた方、壊れそうな方は、お近くの指定避難所へ避難してください。
避難するときは火の元を確認し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、身の回りに注意しながら避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に、避難指示を発令しました。
〇〇地区は〇〇のため、非常に危険な状態となっています。
〇〇地区の市民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。
避難場所は〇〇です。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文6】 避難の準備の周知・避難の指示（水害の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子供さんは、お近くの高台や指定避難所へ早めに避難を開始してください。
また、その他の方は、いつでも避難できるように準備をしてください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル4 避難指示を発令しました。
現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
〇〇地区にいる方は、お近くの高台や指定避難所へ早めに避難を開始してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
〇〇地区に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。（〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し浸水のおそれがあります。）
〇〇地区の市民の方は、高台へ避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文7】 交通の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、〇〇鉄道（〇〇バス）は全て運転を見合わせています。
鉄道機関では線路の点検などを行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。
今後の情報に注意してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、市内の全ての道路（国道〇〇号）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。
また、ドライバーの皆さんは、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

【例文8】 救護対策の周知

- こちらは、つくばみらい市役所です。
負傷者の臨時救護所が〇〇に開設されています。
ケガをされた方は〇〇に行ってください。

●こちらは、つくばみらい市役所です。
負傷者の収容についてお知らせします。
〇〇付近で（〇〇の事故により）ケガをされた方は、〇〇病院に収容され、手当を受けています。

【例文 9】 重傷者受入れ可能医療機関

●こちらは、つくばみらい市役所です。
地震により重傷を負われた方の診療・受入れは、〇〇医院、〇〇病院（市内及び市周辺も含む）で行っております。
しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が不足、要請どおり対応できない状況にあります。
御家族、隣近所、自主防災組織などで、搬送いただけるようお願いします。
なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

【例文 10】 り災者の避難受入れ場所の周知

●こちらは、つくばみらい市役所です。
指定避難所のお知らせをします。指定避難所は、〇〇地区は〇〇に、〇〇地区は〇〇に、・・・
〇〇地区は〇〇に設置しております。お困りの方は、直接指定避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

【例文 11】 防疫、保健衛生に関する注意

●こちらは、つくばみらい市役所です。
災害により、市内の衛生環境が悪化する恐れがあります。
市民の皆さんは、食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は湧かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当を受けてください。

5 気象情報

5-1 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

種類	名称	発表基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水		流域雨量指数基準	西谷田川流域=13.5 中通川流域=9.5
			複合基準※ ¹	鬼怒川流域= (8, 77.2)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [上郷・小貝川水海道] 鬼怒川 [鬼怒川水海道]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	80
	洪水		流域雨量指数基準	西谷田川流域=10.8 中通川流域=7.6
			複合基準※ ¹	鬼怒川流域= (5, 44.8) 西谷田川流域= (7, 9)
			指定河川洪水予報による基準	小貝川 [上郷・小貝川水海道] 鬼怒川 [鬼怒川水海道]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%※ ²	
	なだれ			
	低温		夏期：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※¹ 表面雨量指数と、流域雨量指数の組合せによる基準値。

※² 湿度は水戸地方気象台の値。

5-2 気象等に関する特別警報の発表基準

令和3年3月25日現在

現象の種類	発令の基準値		つくばみらい市の基準値	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		浸水害	48時間降水量：281 mm 3時間降水量：112 mm 土壌雨量指数：205
			土砂災害	土壌雨量指数：276～313
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	—	
高潮		高潮になると予想される場合	—	
波浪		高潮になると予想される場合	—	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		26 cm	

5-3 土砂災害警戒情報の発表基準

種類	発令の基準
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）等が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害が、いつ発生してもおかしくない状況となったとき

6 指定避難所等

6-1 指定避難所一覧

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	電話
1	小張小学校	○	○	小張 1661	0297-58-0003
2	伊奈小学校	×	○	谷井田 2047	0297-58-1143
3	豊小学校	×	○	豊体 1692	0297-58-1008
4	わかくさ幼稚園（旧三島小学校）	×	○	下島 422	0297-58-2505
5	伊奈東小学校	○	○	板橋 2379	0297-58-0002
6	すみれ幼稚園（旧東小学校）	○	○	足高 1313	0297-58-6529
7	谷原小学校	×	○	加藤 241	0297-52-2009
8	十和小学校	×	○	上長沼 1250	0297-52-4332
9	福岡小学校	○	○	福岡 971	0297-52-5004
10	小絹小学校	○	○	小絹 858	0297-52-3008
11	陽光台小学校	○	○	陽光台 3-1	0297-44-5817
12	富士見ヶ丘小学校	○	○	富士見ヶ丘 2-18-1	0297-34-1223
13	伊奈中学校	×	○	市野深 600	0297-58-0201
14	伊奈東中学校	○	○	南太田 254	0297-58-4631
15	谷和原中学校	×	○	古川 950	0297-52-2038
16	小絹中学校	○	○	絹の台 1-14-2	0297-52-0505
17	茨城県立伊奈高等学校	×	○	福田 711	0297-58-6175
18	谷和原幼稚園	×	○	上小目 600	0297-52-2330
19	谷和原第2保育所	×	○		
20	伊奈第1保育所	×	○	山王新田 1253	0297-58-2422
21	伊奈第2保育所	○	○	小張 4705	0297-58-1025
22	谷和原第1保育所	×	○	仁左衛門新田 641	0297-52-2100
23	谷井田コミュニティセンター	×	○	谷井田 1960	0297-57-8551
24	小絹コミュニティセンター	○	○	小絹 848	0297-52-0789
25	板橋コミュニティセンター	○	○	板橋 2675-1	0297-58-9797
26	みらい平コミュニティセンター	○	○	紫峰ヶ丘 4-4-1	0297-38-7240
27	総合運動公園 体育館	○	○	小張 1770	0297-58-4005
28	総合運動公園 研修道場	○	○		
29	きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	○	○	神生 530	0297-57-0123
30	開智望小学校・開智望中等教育学校	×	○	筒戸 3400	0297-38-6600

6-2 指定緊急避難場所一覧

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	種別
1	小張小学校	○	○	小張 1661	学校
2	伊奈小学校	×	○	谷井田 2047	学校
3	豊小学校	×	○	豊体 1692	学校
4	わかくさ幼稚園 (旧三島小学校)	×	○	下島 422	学校
5	伊奈東小学校	○	○	板橋 2379	学校
6	すみれ幼稚園 (旧東小学校)	○	○	足高 1313	学校
7	谷原小学校	×	○	加藤 241	学校
8	十和小学校	×	○	上長沼 1250	学校
9	福岡小学校	○	○	福岡 971	学校
10	小絹小学校	○	○	小絹 858	学校
11	陽光台小学校	○	○	陽光台 3-1	学校
12	富士見ヶ丘小学校	○	○	富士見ヶ丘 2-18-1	学校
13	伊奈中学校	×	○	市野深 600	学校
14	伊奈東中学校	○	○	南太田 254	学校
15	谷和原中学校	×	○	古川 950	学校
16	小絹中学校	○	○	絹の台 1-14-2	学校
17	茨城県立伊奈高等学校	×	○	福田 711	学校
18	茨城県立伊奈特別支援学校	×	○	青古新田 300	学校
19	谷和原幼稚園	×	○	上小目 600	幼稚園
20	谷和原第2保育所	×	○		保育所
21	伊奈第1保育所	×	○	山王新田 1253	保育所
22	伊奈第2保育所	○	○	小張 4705	保育所
23	谷和原第1保育所	×	○	仁左衛門新田 641	保育所
24	谷井田コミュニティセンター	×	○	谷井田 1960	その他
25	板橋コミュニティセンター	○	○	板橋 2675-1	その他
26	小絹コミュニティセンター	○	○	小絹 848	その他
27	みらい平コミュニティセンター	○	○	紫峰ヶ丘 4-4-1	その他
28	総合運動公園 体育館	○	○	小張 1770	その他
29	総合運動公園 研修道場	○	○		
30	きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	○	○	神生 530	その他
31	きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	○	○		
32	勘兵衛新田児童公園	○	○	伊奈東 33-100	街区公園

番号	施設名称	洪水	地震	所在地	種別
33	福岡堰さくら公園	○	○	北山 2633-7	近隣公園
34	鈴の丘公園	○	○	絹の台 1-13	街区公園
35	絹の台桜公園	×	○	絹の台 3-2	近隣公園
36	笛の丘公園	○	○	絹の台 3-25	街区公園
37	鐘の丘公園	○	○	絹の台 5-14	街区公園
38	なかよし公園	○	○	陽光台 2-11-6	街区公園
39	石の公園	○	○	陽光台 3-20	街区公園
40	みらい平さくら公園	○	○	陽光台 3-45	近隣公園
41	すこやか公園	○	○	陽光台 4-8-1	街区公園
42	きょうりゅう公園	○	○	紫峰ヶ丘 1-16-1	街区公園
43	とんぼ公園	○	○	紫峰ヶ丘 2-10	街区公園
44	かたつむり公園	○	○	紫峰ヶ丘 3-16-6	街区公園
45	みらい平どんぐり公園	○	○	紫峰ヶ丘 4-5-1	近隣公園
46	ちょうちょう公園	○	○	紫峰ヶ丘 5-32-16	街区公園
47	てんとうむし公園	○	○	富士見ヶ丘 1-10-1	街区公園
48	みらいの森公園	×	○	富士見ヶ丘 1-25-1	地区公園
49	くわがた公園	○	○	富士見ヶ丘 2-10-1	街区公園
50	かえる公園	○	○	富士見ヶ丘 3-14	街区公園
51	ほたる公園	○	○	富士見ヶ丘 4-26-21	街区公園
52	旧茨城県みなみ農業共済組合茨城南部支所	×	○	中平柳 336-1	その他

6-3 指定福祉避難所

番号	施設名称	洪水	地震	施設所在地	電話
1	保健福祉センター	×	○	古川 1015-1	0297-25-2100
2	谷和原公民館	×	○	古川 1025	0297-52-2141
3	小絹児童館	○	○	絹の台 3-1-4	0297-25-2151
4	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	○	○	神生 530	0297-57-0123
5	伊奈特別支援学校	×	○	青古新田 300	0297-58-8727

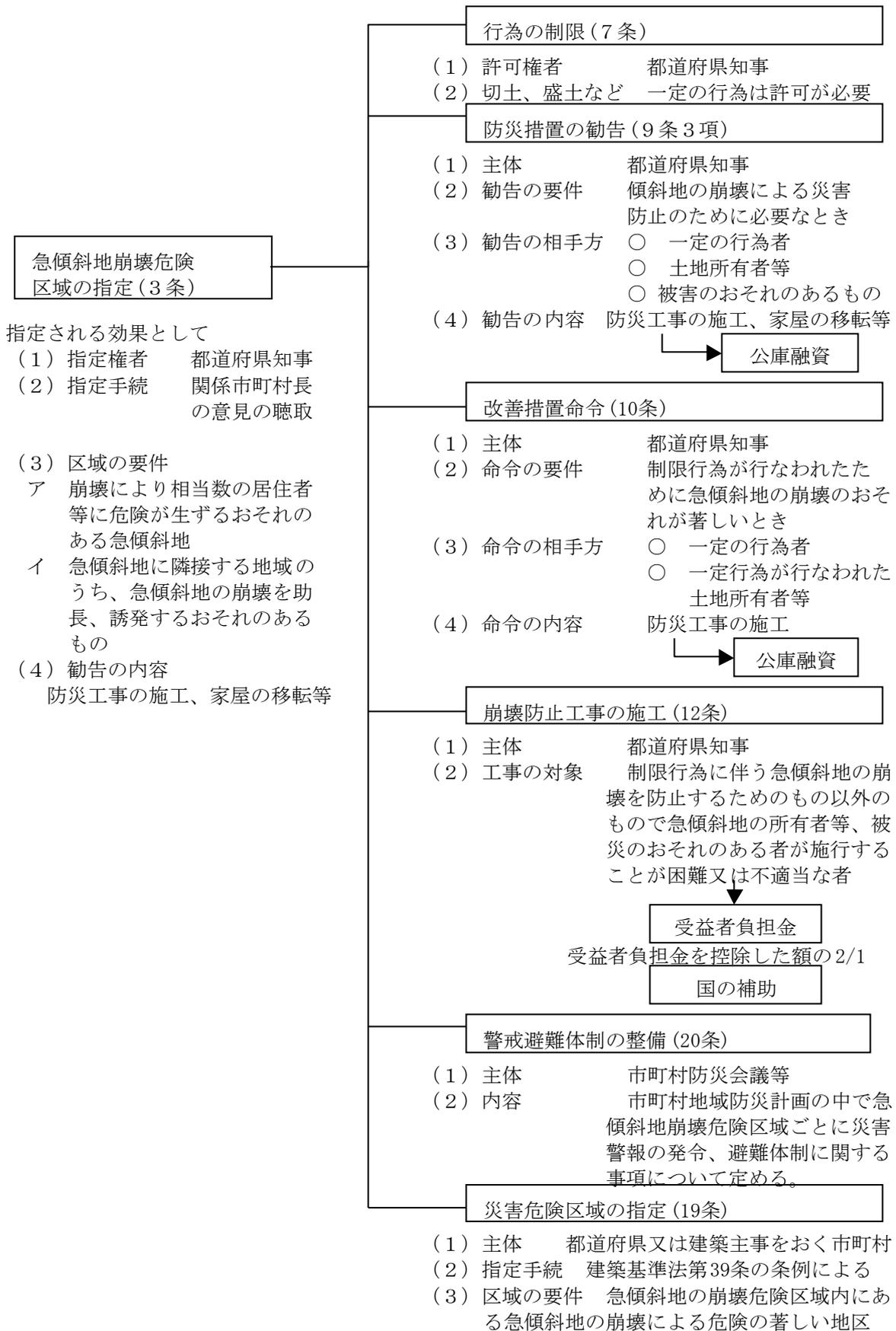
6-4 警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

番号	施設の名称	施設の種別	施設所在地
1	つくばみらい市立小張小学校	公立学校(小)	小張 1661
2	つくばみらい市立豊小学校	公立学校(小)	豊体 1692
3	つくばみらい市立伊奈小学校	公立学校(小)	谷井田 2047
4	つくばみらい市立谷原小学校	公立学校(小)	加藤 241
5	つくばみらい市立十和小学校	公立学校(小)	上長沼 1250
6	つくばみらい市立伊奈中学校	公立学校(中)	市野深 600
7	つくばみらい市立谷和原中学校	公立学校(中)	古川 950
8	茨城県立伊奈高等学校	公立学校(高)	福田 711
9	茨城県立伊奈特別支援学校	公立学校(特)	青古新田 300
10	開智望小学校・開智望中等教育学校	私立学校(小中)	筒戸 3400
11	豊小児童クラブ	放課後児童クラブ	豊体 1692
12	伊奈小児童クラブ	放課後児童クラブ	谷井田 2047
13	谷原小児童クラブ	放課後児童クラブ	加藤 241
14	小張小児童クラブ	放課後児童クラブ	小張 2668-5
15	つくばみらい市立わかかき幼稚園	公立学校(幼)	下島 422
16	つくばみらい市立谷和原幼稚園	公立学校(幼)	上小目 600
17	伊奈第1保育所	保育所	山王新田 1253
18	谷和原第1保育所	保育所	仁左衛門新田 641
19	谷和原第2保育所	保育所	上小目 600
20	ふれあい第1保育園	保育所	長渡呂新田 715
21	絹ふたば文化幼稚園	幼稚園	小絹 1133
22	エンジェル保育園	小規模保育事業	小絹 185-3
23	なのはな園	小規模保育事業	長渡呂新田 840-2
24	ぬくもり荘 診療所	診療所	古川 1047
25	いな の里 診療所	診療所	長渡呂新田 840-2
26	児童発達支援事業所 ケアワーカーズいぶききつず	障害児通所施設	古川 835-1
27	放課後等デイサービス ケアワーカーズそら	障害児通所施設	谷井田 2220-1
28	ソーシャルファーム	障害者通所施設	下小目 1954
29	ぬくもり荘	特別養護老人ホーム	古川 1047
30	いな の里	特別養護老人ホーム	長渡呂新田 840-2
31	グループホーム ボランペの家	グループホーム	谷井田 2229-16
32	グループホーム 樹林 1号館	グループホーム	谷井田 2033-14
33	グループホーム 樹林 2号館	グループホーム	谷井田 2033-1
34	DAYS つくばみらい	障害者通所施設	谷井田 1275-4
35	花みずきケアサービス	地域密着型通所介護	小絹 412-25

番号	施設の名称	施設の種別	施設所在地
36	デイサービス葵	地域密着型通所介護	山王新田 1251-4
37	いいねデイサービス	地域密着型通所介護	上島 1088-2
38	株式会社 スマイルケア 指定通所介護事業所	通所介護	福岡 1330-4
39	トヨリハ	通所介護	上小目 166-1
40	居宅介護支援事業所 ケアワーカーズ	通所介護	古川 835-1
41	谷和原指定通所介護事業所	通所介護	古川 1047
42	デイサービスセンター いなの里	通所介護	長渡呂新田 840-2
43	グループホーム めくもり	認知症対応型共同生活介護	西丸山 634-2

7 危険箇所等

7-1 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図



8 輸 送

8-1 緊急輸送道路の指定状況

【第一次緊急輸送道路】

路線番号	路線名	起点側	終点側
高速道路			
1	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
一般国道			
294	国道 294 号	柏市呼塚交差点(千葉県)から	会津若松市北柳原交差点(福島県)まで
354	国道 354 号	古川市錦町県境(埼玉県)から	鹿島郡大洋村汲上国道 51 号交差点まで

8-2 日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)

災害の種類	地域	被害状況
震火災	都道府県，東京都のうち区の存する区域 又は大阪，横浜，京都，神戸若しくは名古屋の各市	1,000 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	その他の都市	500 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	町村	200 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の焼失又は倒壊
風水害，海しょう	都道府県，東京都のうち区の存する区域又は大阪，横浜，京都，神戸若しくは名古屋の各市	2,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 1,000 世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 500 帯以上の住家の流失倒壊
	町村	500 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の床上浸水 300 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の流失倒壊
爆発	限定しない	1 家屋 300 世帯以上又は 1 町村全住家の焼失倒壊 2 死傷者（軽傷の者を除く）50 名以上
事変その他の事故	震火災の例による	

注：被害状況のうち大破，半壊又は半焼は含まないものとする。

8-3 日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
震火災	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長 (静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長	1月	1 託送の際, 寄贈者が特に受取人を指定することなく, 無償で災害にかかった者に寄贈するものであることを申告したもので, かつ, その配付方について別に条件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関として権能を持たないものは, 荷受人として認めないものとする。 3 寄贈品は, 直接災害にかかった者を救助するために必要と認められたものであつて, 商品見本のように災害復旧用として将来必要となるべきものを知事等あてに送られるものは含まないものとする。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	託送の際, 官公庁又は日本赤十字社において災害にかかったものに対する救護のため使用する物品又はその返送品であることを申告すること。
風水害	災害にかかった者に対する救助用寄贈品 (再植用稲苗, もみを含む。)	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長		震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。
爆発及びその他の事故	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長	1月	震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。

8-4 日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書

第	号	
災 害 り 災 者 用 物 資 証 明 書 り災者住所氏名		
品	名	
数	量	
発 駅, 着 駅		
荷送人, 荷受人		
上記貨物は 年 月 日に発生した に対しこのり災者が 直接消費するために購入するものであることを証明する。		
年	月 日	
り災地の地方公共団体の長		
<table border="1"><tr><td>公印</td></tr></table>		公印
公印		

8 - 5 緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

茨城県知事 殿 茨城県公安委員会		緊急通行車両確認証明書		年 月 日
第 号				
番号欄に表示されている番号				
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				
住所	() 局 番			
使用者	氏 名			
通行日時				
通行経路	出発地	目的地		
備考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

茨城県知事 殿 茨城県公安委員会		緊急通行車両確認申請書		年 月 日	
申請者住所 (電話) 氏 名					
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体 (執行機関を含む) 5 指定地方公共機関 名称 ()	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他 ()			
業務の内容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他 ()	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急輸送の確保	3 救難救助等 6 保健衛生 9 災害の防衛等		
番号欄に表示されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
住所	() 局 番				
使用者	氏 名				
通行日時					
通行経路	出発地	目的地			
備考					

9 救助法の適用

9-1 被害状況報告表

【被害状況報告表】

保健福祉部 社会福祉課扱		被害状況報告表		発生 中間 様式 決定		市町村		
年 月 日		時現在						
① 災害発生の日時								
② 災害発生の場所								
③ 災害発生の原因								
④ 被災の状況								
区 分		棟		世 帯		人		
ア	人的 被害	死 者		/	/			
イ		行 方 不 明		/	/			
ウ		負傷	重 傷		/	/		
エ			軽 傷		/	/		
オ		住家 被害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人	
カ	半壊又は半焼							
キ	一部破損							
ク	床上浸水							
ケ	床下浸水							
⑤ 救助の措置								
救助の種類								
区 分								
ア		すでに措置したもの						
イ		今後措置を要するもの						
⑥ その他特記事項								
年 月 日		時報告						
茨城県保健福祉部長殿		(報告者)		市町村災害対策本部長				
(地方福祉事務所経由)		報告書作成者 職 氏 名		㊞				
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。								
2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。								

9-2 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																								
指定避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入れる。	(基本額) 指定避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等を受入れる「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算																																								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																								
炊き出しその他による食品の給与	1 指定避難所に受入れた者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																								
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏季</td> <td>円 17,200</td> <td>円 22,100</td> <td>円 32,600</td> <td>円 39,000</td> <td>円 49,500</td> <td>円 7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300
区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
全壊 流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200																																					
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																					
半壊 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																					
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生 の日から 14 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分べ んした者であって, 災 害のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず, 死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣 行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんし た日から 7 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかか った者の救 出	1 現に生命, 身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 3 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は, 以後「死 体の搜索」として取り扱 う。 2 輸送費, 人件費は, 別途 計上
災害にかか った住宅の 応急修理	住家が半壊(焼) し, 自らの資力では応 急修理をすることがで きない者	居室, 炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり 500,000 円以内	災害発生 の日から 1 月以内	
学用品の給 与	住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し, 就 学上支障のある小学校 児童, 中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で, 教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材, 又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は, 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生 の日から (教科書) 1 月以 内, (文房具 及び通学用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 199,000 円 小人(12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生 の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り, かつ, 各般の事情 により既に死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 10 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 輸送費, 人件費は別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過し たものは一応死亡したもの と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒、縫合等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

10 被災者生活再建支援法の適用

10-1 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 年 月 号
日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名



このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況	人口	全 壊 世 帯 数	半 壊 世 帯 数	床 上 浸 水 世 帯 数	備 考
災害発生場所 (町・字名)	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。
 注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

10-2 被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

支給対象となる要援護世帯	必要な書類	
心身喪失・重度知的障害者世帯	<p>心身喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の写し 医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	<p>1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の写し
1, 2級の身体障害者世帯	<p>1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	<p>国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	<p>特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷者手帳保持者世帯	<p>戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	<p>被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①被爆者健康手帳の写し ②厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	<p>公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が等級～2級に該当する方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知書など障害の程度が確認できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	<p>常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	<p>精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心身喪失・重度知的障害者世帯又は1, 2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	<p>原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に患っている方が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種医療受給者証等写し
母子・父子世帯	<p>配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいう。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
父母のいない児童世帯	<p>父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
生活保護世帯	<p>生活保護法による要保護者である者が属する世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護適用（受給）証明書

11 河川及び水防

11-1 国管理河川重要水防箇所

事務所名	河川名	重要度		重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級	左右岸別	地先名	杆杭位置 (K, m)			担当水防団 体	担当土木事 務所		
下館	321 鬼怒川	越水(溢水)	B	左	常総市 水海道 高野町 ～つくばみらい 市 細代	9.00 K 下 ～7.50 K 上 0 m 228 m	1272	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	常総市 つくばみらい 市	常総工事 土木	鎌庭出張所	適宜
下館	322 鬼怒川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	つくばみらい 市 細代～小絹	7.50 K 上 ～7.00 K 上 228 m 250 m	478	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 旧川跡	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	適宜
下館	323 鬼怒川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい 市 小絹	7.00 K 上 ～7.00 K 上 250 m 195 m	55	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水囊
下館	328 鬼怒川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい 市 小絹	6.70 K ～6.50 K 上 160 m	40	基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	釜段
下館	329 鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 上 160 m 130 m	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水囊 釜段
下館	330 鬼怒川	(重点) 越水(溢水) 基礎地盤漏水 新堤防	- B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 上 130 m 0 m	130	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 (鬼怒川水海道L01 6.50k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹上流築堤工 事(R2.6)	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	積み土嚢・ 水囊 適宜 釜段
下館	331 鬼怒川	工作物	A	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 0 m	1箇所	応急対策が必要な施設(浅間浦排 水樋管)	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	-
下館	332 鬼怒川	堤体漏水 越水(溢水) 基礎地盤漏水	A B B	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 上 ～6.50 K 下 0 m 70 m	70	堤体の変状の生じるおそれが高い 箇所 計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	月の輪 積み土嚢・ 水囊 釜段
下館	333 鬼怒川	越水(溢水) 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.50 K 下 ～6.00 K 上 70 m 45 m	385	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹上流築堤工 事(R2.6)	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	適宜 釜段
下館	341 鬼怒川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.00 K 上 ～6.00 K 下 45 m 95 m	140	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸工 事(R2.6)	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	342 鬼怒川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみらい 市 小絹	6.00 K 下 ～5.80 K 下 95 m 0 m	105	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所 H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸工 事(R2.6)	つくばみらい 市	土木	鎌庭出張所	月の輪 釜段
下館	343 鬼怒川	新堤防	要注意	左	つくばみらい 市 小絹～常総 市 内守谷町鹿 小路	5.80 K 下 ～5.25 K 上 0 m 20 m	530	H30鬼怒川左岸小絹下流築堤護岸工 事(R2.6)	つくばみらい 市 常総市	土木 常総工事	鎌庭出張所	-
下館	258 小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい 市 福岡	25.40 K 上 ～25.40 K 上 40 m 35 m	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕 高未満	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊
下館	259 小貝川	工作物	A	左	つくばみらい 市 福岡	25.40 K 上 16 m	1箇所	計算水位が桁下高以上(常総 橋)	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	-
下館	266 小貝川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	つくばみらい 市 福岡～ 押砂	25.20 K 上 ～24.00 K 100 m	1300	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 (上郷L1 24.4k) 計算水位と現況堤防高の差が余 裕高未満	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊 適宜
下館	267 小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい 市 押砂～ 箕輪	23.80 K 上 ～23.40 K 上 50 m 90 m	360	計算水位と現況堤防高の差が余 裕高未満	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	適宜
下館	268 小貝川	工作物	B	左	つくばみらい 市 箕輪	23.40 K 下 67 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高 未満(大和橋)	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	-
下館	273 小貝川	(重点)	-	左	つくばみらい 市 樺木	22.80 K	1箇所	氾濫危険水位設定箇所(上郷観 測所)	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊
下館	274 小貝川	(重点) 越水(溢水)	- B	左	つくばみらい 市 箕輪～ 北袋	23.20 K 上 ～22.20 K 185 m	1185	洪水予報区域内における氾濫ブ ロックにおいて 堤防満杯流量の最も低い箇所 (小貝川水海道L2 22.2k) 計算水位と現況堤防高の差が余 裕高未満	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊 適宜
下館	275 小貝川	(重点)	-	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K	1箇所	氾濫危険水位設定箇所(小貝川 水海道観測所)	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊
下館	276 小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K ～22.20 K 下 25 m	25	計算水位と現況堤防高の差が余 裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	積み土嚢・ 水囊 月の輪
下館	280 小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい 市 北袋	22.20 K 下 ～21.60 K 上 25 m 100 m	475	計算水位と現況堤防高の差が余 裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある 箇所	つくばみらい 市	土木	海道道出張 所	適宜 月の輪 釜段

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法	
		種別	階級		地先名	秆杭位置(K, m)			担当水防団体	担当土木事務所			
下館	281	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 北袋	21.60 K 上 100 m ~21.40 K 上 110 m	190	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜月の輪
下館	282	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注意	左	つくばみらい市 北袋~十和	21.40 K 上 110 m ~21.20 K 上 130 m	180	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 R1小貝川水海道管内周辺整備工事(R3.6)	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜月の輪
下館	283	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 十和~常総市 水海道川又町	21.20 K 上 130 m ~21.20 K	130	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市 常総市	土浦土木 常総工事	海道道出張所	適宜月の輪
下館	285	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 十和	20.60 K 上 60 m	1箇所	計算水位が桁下高以上(川又橋)	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	-
下館	286	小貝川	越水(溢水)	B	左	常総市 水海道川又町~つくばみらい市 十和	21.20 K ~20.60 K	600	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	常総市 つくばみらい市	常総工事 土浦土木	海道道出張所	適宜
下館	287	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 十和	20.60 K ~20.40 K	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜月の輪
下館	288	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市 十和	20.40 K ~20.20 K 上 80 m	120	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜
下館	289	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 十和	20.20 K 上 60 m	1箇所	応急対策が必要な施設(構内排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	-
下館	290	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 十和	20.20 K 上 80 m ~20.00 K	280	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜月の輪
下館	293	小貝川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	- B B	右	常総市 水海道山田町~つくばみらい市 寺畑	21.80 K 上 100 m ~20.20 K 上 80 m	1620	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(小貝川水海道R2 20.8k) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	常総市 つくばみらい市	常総工事 土浦土木	海道道出張所	積み土巻・水巻 適宜月の輪
下館	294	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市 十和~宮戸	20.00 K ~19.60 K 上 15 m	385	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜
下館	295	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市 宮戸	19.60 K 下 84 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未 満(伊奈橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	296	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 宮戸	19.60 K 下 15 m ~19.40 K 上 115 m	70	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	297	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 宮戸~川崎	19.40 K 上 115 m ~19.20 K 下 60 m	375	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜月の輪
下館	298	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	つくばみらい市 寺畑	20.20 K 上 80 m ~19.60 K 上 100 m	580	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	適宜月の輪 -
下館	299	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市 寺畑	19.60 K 上 100 m ~19.60 K	100	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所	積み土巻・水巻 月の輪 釜釜
下館	300	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみらい市 寺畑~杉下	19.60 K ~19.60 K 下 40 m	40	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	海道道出張所 藤代出張所	月の輪 釜釜
下館	301	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市 杉下	19.60 K 下 40 m ~19.40 K 上 140 m	20	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	積み土巻・水巻 月の輪 釜釜
下館	302	小貝川	工作物	A	右	つくばみらい市 杉下	19.60 K 下 84 m	1箇所	計算水位が桁下高以上(伊奈橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	303	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみらい市 杉下	19.40 K 上 70 m ~19.20 K 上 40 m	230	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜釜
下館	304	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市 杉下	19.20 K 上 40 m ~19.20 K 下 50 m	90	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	積み土巻・水巻 月の輪 釜釜

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
		種別	階級		地名	杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所			
下館	305	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市川崎	19.20 K 下 60 m ~18.80 K 上 100 m	240	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	306	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市川崎	18.60 K 上 130 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(谷原大橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	307	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市鬼長	18.60 K 上 100 m ~18.00 K 上 40 m	660	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	308	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市鬼長	18.00 K 上 9 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(常盤自動車道)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	309	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	つくばみらい市杉下	19.20 K 下 50 m ~18.60 K 上 30 m	520	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段
下館	310	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市杉下	18.60 K 上 30 m ~18.60 K	30	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	積み土壌・ 水囊 月の輪 釜段
下館	311	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市鬼長	18.00 K 上 40 m ~17.40 K	640	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	312	小貝川	越水(溢水)	B	右	つくばみらい市杉下~ 簡戸	18.60 K ~18.00 K 下 50 m	650	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	313	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	つくばみらい市簡戸	18.00 K 下 100 m ~17.40 K 上 40 m	460	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	314	小貝川	旧川跡	要注意	右	つくばみらい市簡戸~ 平沼	17.40 K 上 40 m ~17.20 K 上 20 m	220	旧川跡	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	315	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市下小目	17.00 K 下 70 m	1箇所	応急対策が必要な施設(道細排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	316	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市鬼長~ 下小目	17.40 K ~17.00 K 下 80 m	480	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	317	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市下小目	16.60 K 上 125 m	1箇所	計算水位が桁下高以上(下小目橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	318	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市下小目	17.00 K 下 80 m ~16.40 K 下 100 m	620	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	319	小貝川	越水(溢水)	B	右	つくばみらい市平沼	17.20 K 下 70 m ~16.80 K 上 10 m	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	320	小貝川	工作物	A	右	つくばみらい市平沼	16.60 K 上 125 m	1箇所	計算水位が桁下高以上(下小目橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	321	小貝川	堤体漏水	B	右	つくばみらい市平沼	16.20 K ~16.20 K 下 30 m	30	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	322	小貝川	工作物	A	右	つくばみらい市平沼	16.00 K	1箇所	応急対策が必要な施設(簡平排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	323	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市下小目	16.00 K 上 100 m ~15.80 K 上 70 m	230	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	324	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい市下小目	15.40 K 上 90 m ~15.40 K	90	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段
下館	325	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注意	右	つくばみらい市平沼	16.20 K 下 30 m ~16.00 K 下 10 m	180	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 -
下館	326	小貝川	堤体漏水	B	右	つくばみらい市平沼	16.00 K 下 10 m ~15.60 K 上 40 m	350	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	327	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	つくばみらい市平沼	15.60 K 上 40 m ~15.40 K	240	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	328	小貝川	工作物	B	左	つくばみらい市青木	15.00 K 下 46 m	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(常総橋)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法	
		種別	階級		地名	料杭位置 (K, m)			担当水防団 体	担当土木事 務所			
下館	329	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市 青木	15.00 K 上 40 m ~14.80 K 上 50 m	190	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	330	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 青木~長渡呂	14.60 K 上 100 m ~14.40 K	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	331	小貝川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	つくばみらい市 長渡呂	14.40 K ~14.00 K	400	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 釜段
下館	335	小貝川	堤体漏水 水衝・洗掘	B B	左	つくばみらい市 長渡呂	14.00 K ~13.40 K 下 100 m	700	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪 木流し
下館	337	小貝川	基礎地盤漏水 水衝・洗掘	B B	左	つくばみらい市 長渡呂 ~狸淵	13.40 K 下 100 m ~13.00 K 下 40 m	340	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段 木流し
下館	338	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい市 狸淵	13.00 K 下 40 m ~12.95 K	10	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段
下館	339	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 狸淵	12.40 K 下 5 m	1箇所	応急対策が必要な施設(地下排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	340	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 狸淵~上平柳	12.40 K 上 100 m ~12.00 K	500	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	341	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 上平柳	12.00 K ~11.80 K	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	342	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 上平柳	11.20 K 上 70 m	1箇所	応急対策が必要な施設(船場排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	343	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	左	つくばみらい市 上平柳	11.80 K ~11.00 K 上 90 m	710	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
下館	344	小貝川	基礎地盤漏水	B	左	つくばみらい市 上平柳	11.00 K 上 90 m ~11.00 K	90	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	釜段
下館	347	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 上平柳	11.00 K 下 30 m	1箇所	応急対策が必要な施設(与後排水樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	348	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 中平柳	10.40 K	1箇所	応急対策が必要な施設(中畑排水機場樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	350	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 上平柳 ~中平柳	11.00 K ~9.80 K 下 50 m	1250	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	351	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 中平柳 ~下平柳	9.80 K 下 50 m ~9.60 K 下 100 m	250	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	352	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 下平柳	9.60 K 下 100 m ~9.40 K 下 60 m	160	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	357	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 下平柳	9.40 K 下 60 m ~8.80 K	540	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	358	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市 下平柳	8.80 K ~8.00 K 上 120 m	680	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	361	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 下平柳	7.80 K 上 100 m ~7.80 K 上 20 m	80	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	362	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 下平柳 ~山王新田	7.80 K 上 20 m ~7.60 K 下 100 m	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	363	小貝川	越水(溢水)	B	左	つくばみらい市 山王新田	7.60 K 下 100 m ~7.40 K 下 100 m	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜
下館	367	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 山王新田 ~神住新田	7.20 K 上 100 m ~6.60 K	700	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	適宜 月の輪
下館	368	小貝川	工作物	A	左	つくばみらい市 伊丹	6.00 K 上 150 m	1箇所	応急対策が必要な施設(伊丹排水機場樋管)	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	-
下館	369	小貝川	堤体漏水	B	左	つくばみらい市 神住新田 ~伊丹	6.40 K ~6.20 K 下 100 m	300	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市	土浦土木	藤代出張所	月の輪
下館	370	小貝川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	つくばみらい市 伊丹~ 取手市 浜田	6.00 K ~5.40 K 下 30 m	630	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市 利根川水系 県南 水防事務組合	土浦土木 電ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪

11-2 重要水防箇所・重要水防箇所評定基準

河川名	事務所	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考
		種別	階級		市町村	地先名	位置					
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	伊丹	0.40~0.65	250	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	山王新田	1.15~1.30	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	山王新田	1.55~1.70	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	山王新田	1.55~1.70	150	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	谷井田	4.13~4.30	170	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	谷井田	4.77~4.85	80	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	福田	5.00~5.10	100	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	福田	5.00~5.10	100	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	市野深~下長沼	5.82~10.40	4,580	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
中通川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	左	つくばみらい市	市野深~下長沼	5.82~10.40	4,580	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	泰社	0.00~0.28	280	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	泰社	0.00~0.28	280	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	谷口	0.85~1.94	1,090	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
谷口川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	谷口	0.85~1.94	1,090	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
西谷田川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	A	右	つくばみらい市	野堀~狸穴	7.47~9.10	1,630	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	
真木川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	左	つくばみらい市	真木	0.2~0.4	200	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	R1.10 台風 19 号
真木川	土浦土木	堤防高 (流下能力)	B	右	つくばみらい市	真木	0.2~0.5	250	断面不足	つくばみらい市	積み土のう	R1.10 台風 19 号

11-3 水防倉庫及び資機材一覧

団体名	管理責任者	河川名	所在地	備品資材													摘要		
				水防舟(舟)	掛船矢(丁)	スコップ円ビ(丁)	竹とげ鎌(丁)	照明灯(基)	斧鉦(丁)	救命具(着)	籠(丁)	杭(本)	合成せいの土のう(袋)	縄(kg)	鉄線(kg)	かすがい(丁)		合成せいのシート(枚)	竹(本)
つくばみらい市	市長	鬼怒川 小貝川	つくばみらい市加藤	-	29	98	-	5	5	65	4	70	10,000	60	10	-	0	25	鎌 23、SPバイル 1、200 本、モッコ 39、ブルーシート 450 枚

※令和 3 年 4 月 1 日現在

12 農地災害対策

12-1 農作物防護指導要領

災害名	作物名	事項
風 害	水 稻	1 作付体系 早、中、晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施 設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	大 豆	1 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は、台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理 支柱は、倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 (1) 温床場、ビニールハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には、冷風害防止を兼ね、防風垣を設置すること。
	た ば こ	1 防護措置 ほ地の周囲に防風垣を設置すること。(麦稈、稲わら等で防風垣を設置又はらい麦等を作付すること。)
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置すること。 (2) 成木は、各枝を緊縛し、又は支柱をたてること。幼木は、支柱をたて直し、又はむしろやこし等で周囲を取り巻くこと。
水 害	水 稻	1 肥培管理 けいはん、堤とうの決壊、危険箇所の補強を行うこと。 2 施 設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 水田裏作麦は、高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは、覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄は早めに行うこと。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは、脱粒後直ちに乾燥機を使用し、品質の低下を避けること。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は、排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦は、ほ場の高低に併行させて作り滞水にしないように努めること。 (3) 水田裏作は、高畦栽培とすること。
	た ば こ	1 肥培管理 (1) 高畦栽培を行うこと。 (2) ほ場に排水溝を設置すること。 (3) 自給肥料(たい厩肥、草木灰、こうかん類、緑肥類の堀込み)の増施を行うこと。
	果 樹	1 作付体系 低湿地は、できるだけ水湿に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理 傾斜地は、土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておくこと。

災害名	作物名	事項
干害	水稲	1 作付体系 生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 けいはんの漏水防止に努め揚水機利用等による計画かん水を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は敷ワラを励行すること。 (3) 敷ワラを行わないものは、表層面を軽く中耕すること。 (4) 追肥は、液肥を用いること。 2 施設 かん水施設を設置すること。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 砂立地においては、客土、堆肥、こうかん類、緑肥類を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。 (2) 干害の甚大なときは、かん水を行うこと。
	果樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 (2) 土壌の管理をよくし、根の発育を促進すること。 2 施設 かん水施設を設置すること。
寒害	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 マルチングをして根の保護を行うこと。 3 施設 ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果樹	1 防護措置 寒風を避けるため防風垣を整備すること。
凍霜害(冷害)	水稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩、品種の組合せを行うこと。 (2) 出種期は、7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理 イモチ病防除器具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 かん水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 (2) 生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 (3) 凍冷害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆すること。
	果樹	1 作付 (1) 凹地等冷気の停滞し易いところは、植付しないこと。 (2) 防霜管理 晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。

12-2 農作物の応急措置要領

災害名	作物名	事項
風 害	水陸稲	(1) 完熟期に近いもので倒伏したものは、早めに刈取り架干すること。 (2) 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時落水し4～5株ずつ結束するか、竹などで支えて稔実をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	落花生	(1) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは若取を行うこと。 (2) 被害部分の整理を行い早期回復をはかること。 (3) 早期回復のため肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 成熟期に近いものは、収穫し、自然黄変乾燥を行うこと。 (2) 落葉したものは、自然黄変乾燥を行うこと。 (3) 倒伏したものは、必ず土寄せを行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) 枝が折れたり裂けたりした場合は、切り捨て、切口に「接ロウ」を塗ること。 (2) 傷が浅いときは、なわでかたく結えてゆ着をはかること。 (3) 倒伏樹は、早く起し、支柱を立て固定すること。
	桑	(1) 被害時期が早ければ枝条の折損したものは、折損部分から切直すとともに速効性肥料の追肥を行うこと（8月以前まで）。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
水 害	飼料作物	(1) 刈取り適期又は直前のものは、早めに家畜に与えるか、サイレージ又は乾燥とすること。
	水 稲 (苗代期)	(1) 冠水したものは、早めに葉先の出る程度まで排水すること。 (2) 傷みのない場合は、なるべく早く植付すること。 (3) 傷んでいる場合は、回復をまって植付すること。 (4) 田植3日以前に追肥し、発根を容易ならしめること。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 (6) 被害激甚のときは、追播きを行うこと（6月上旬まで）。
	(本 田)	(1) 短期間冠水した場合 ア 冠水したものは、早急に排水し、汚物を洗い落すこと。 イ 中耕は、退水後直ちに行うこと。 ウ 土砂が入った場合は、早く株直しを行うこと。 (2) 長期間（2週間程度）冠水した場合 ア 追播きを実施し、退水後の処理に備えること。 イ 残苗は、移植しておく。 ウ 残苗がない場合、減株分株により再植すること。 エ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	(1) 冠水、浸水した場合、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 被害甚大の場合は、追播きを行うこと。 (4) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 冠水したものは、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 成熟期に近いものは、天候を見て早めに刈取り、脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは、若取をすること。 (2) 速やかに排水につとめること。 (3) 肥料の葉面散布を行うこと。 (4) 古葉の除去を行い、土壌の乾燥を行うこと。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 根が洗い出されたら必ず土寄せを行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	(1) 排水を行うこと。

災害名	作物名	事項
干害	水稲	(1) 枯死状態の場合は、代作を行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい 及び ビニール ハウス	(1) かん水を行うこと。 (2) 除草を行い、むだ葉や古枝を除くこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は、摘果を早めに行うこと。
寒害	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい 及び ビニール ハウス	(1) ビニールハウス等では保温、加温を行うこと。 (2) 被害部分を除去し、新芽の発育を促すこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。
	果樹	(1) 降雪がはなはだしいときは雪落しを行うこと。
凍霜害 (冷害)	水稲	(1) 低温期には田面に水をたたえ保温をはかること。 (2) 穂ばらみ期の低温期には深水とし幼穂の保護をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい	(1) 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させること。 (2) 枯死した場合は、追肥や補植を行うこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
ひょう害	水稲	(1) 苗代において被害を受けた場合は追肥を行い、生育を回復した後（5日～7日）に本田に移植を行うこと。 (2) 被害当時本田移植を行ったものは浅水にすること。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。 (2) 被害激甚のものは追播又は代作を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 被害激甚のものは抜取り代作を行うこと。 (2) 主幹の折れたものは切取りわき芽の生育を促進させる。 (3) 生育回復のため追肥を行うこと。
	果樹	(1) 被害激甚の場合枯死部分を除くこと。 (2) 生育回復のため追肥を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

13 災害報告

13-1 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

					〔 昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官 〕
改正	平成	6年	12月	消防災第	279号
	平成	7年	4月	消防災第	83号
	平成	8年	4月	消防災第	59号
	平成	9年	3月	消防情第	51号
	平成	12年	11月	〔 消防災第 98号 消防情第 125号 〕	
	平成	15年	3月	〔 消防災第 78号 消防情第 56号 〕	
	平成	16年	9月	消防震第	66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

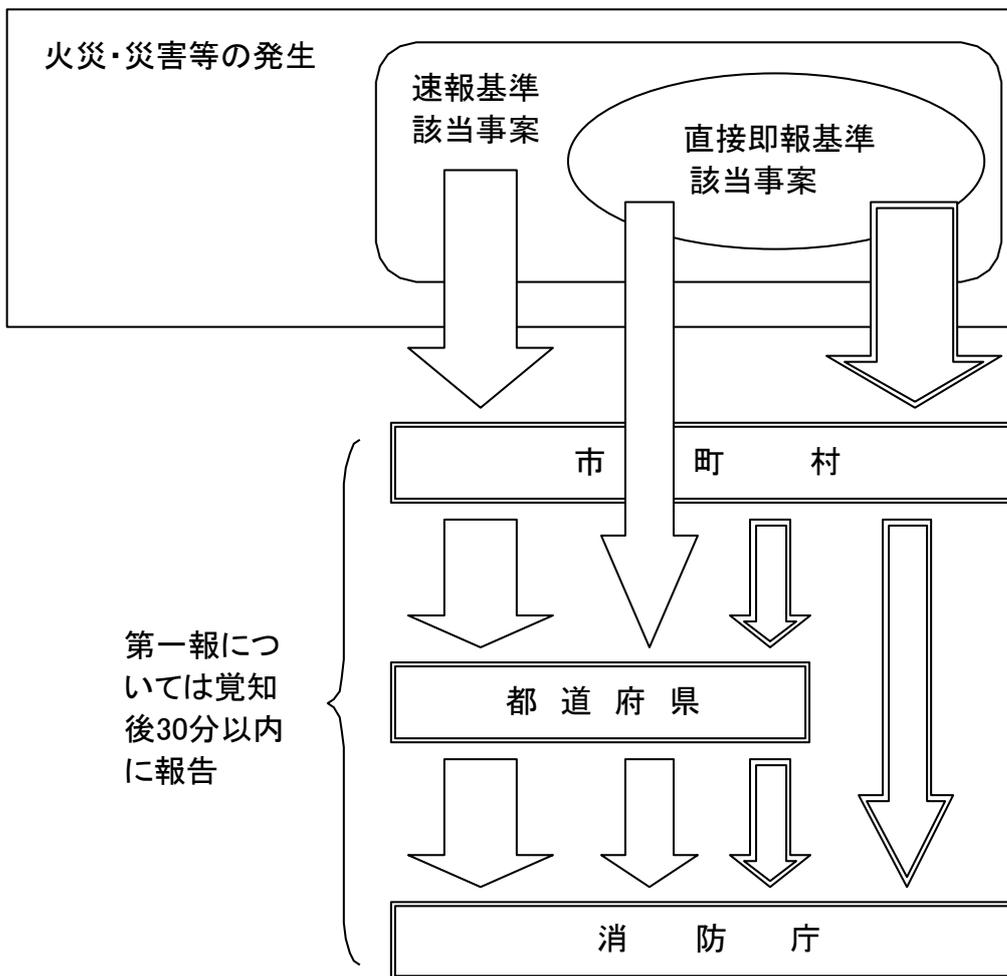
3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

- ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ば者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示等の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難指示等の状況
- ・指定避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難指示等の状況
- ・ 指定避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の事態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽 症	人				
建 物 の 概 要	構造 階層	建築面積 延べ面積				
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)	台	人			
	消 防 団	台	人			
	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
そ の 他 参 考 事 項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故 	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種, 第一種, 第二種, その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名	
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
	事 業 所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部 (署)		台	
	消 防 団		台	
	消防防災ヘリコプター		機	
	海上保安庁		人	
自 衛 隊		人		
そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄 () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者		人	重 症		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床 上 浸 水		棟
									半 壊		棟	床 下 浸 水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		一 部 破 損		棟	未 分 類		棟
	119番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			(都道府県)				(市町村)						
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況			(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自 衛 隊 派 遣 の 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区分			被害	
災害名 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha		
	第 報 (月 日 時現在)				冠 水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区分				学 校	箇所			
被害				病 院	箇所			
人的被害	死 者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者	重 傷	人					
	軽 傷	人						
住家被害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
一部破損		棟						
		世帯						
		人						
床上浸水		棟						
		世帯						
		人						
床下浸水		棟	り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯	り 災 者 数	人				
		人	火 災 発 生	建 物	件			
非住家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件				
	そ の 他	棟	そ の 他	件				

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村	計	団 体
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 教	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団 体	
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額	千円			1 1 9 番 通 報 件 数		件	
災 害 の 概 況							
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部，消防団，消防防災ヘリコプター，消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について，その出動規模，活動状況等を記入すること。)					
	自 衛 隊 の 災 害 派 遣						そ の 他

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は，10件単位で，例えば約10件，30件，50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

14 つくばみらい市災害弔慰金の支給

14-1 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 61 号

改正 平成 23 年 6 月 20 日 条例第 11 号

平成 24 年 3 月 28 日 条例第 5 号

平成 31 年 3 月 26 日 条例第 17 号

令和元年 12 月 13 日 条例第 35 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平24条例5・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（平31条例17・一部改正）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（平31条例17・令元条例35・一部改正）

第5章 つくばみらい市災害弔慰金等支給審査委員会

（平23条例11・追加）

（設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する重要事項を調査し、及び審査するため、つくばみらい市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平23条例11・追加）

（所掌事務）

第17条 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し必要な調査及び審査を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

（平23条例11・追加）

（組織）

第18条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(平23条例11・追加)

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平23条例11・追加)

(委員長及び副委員長)

第20条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平23条例11・追加)

(会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(平23条例11・追加)

(守秘義務)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平23条例11・追加)

(報酬及び費用弁償)

第23条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第29号）の定めるところに
よる。

（平23条例11・追加）

第6章 補則

（平23条例11・旧第5章繰下）

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平23条例11・旧第16条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関
する条例（昭和49年伊奈村条例第23号）又は谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例
（昭和57年谷和原村条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それ
ぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための災害援護資金貸付の特例措置）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第4
0号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著し
い被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚
生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別
令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第
2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、
「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセン
ト」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

（平23条例11・追加）

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定
にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第
1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

（平23条例11・追加）

附 則（平成23年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

14-2 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第46号

改正 平成23年6月20日規則第19号

平成25年3月12日規則第9号

平成30年5月10日規則第12号

平成31年3月26日規則第10号

令和元年12月19日規則第30号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書はその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める

事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（令元規則30・一部改正）

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年谷和原村規則第11号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（東日本大震災に対処するための災害援護資金貸付の特例措置）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成31年3月31日」とする。

（平23規則19・追加，平30規則12・一部改正）

4 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、同条中「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

（平23規則19・追加）

5 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項第2号の適用については、同号中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

（平25規則9・追加）

附 則（平成23年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成25年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年8月1日から適用する。

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女						
傷 病 名		負傷発病年月日	年 月 日								
障害の部位		初 診 年 月 日	年 月 日								
既 往 症		既存障害	治 癒 年 月 日	年 月 日							
療養の内容及び経過											
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)										
関節運動範囲	部位	種類範囲									
			右								
		左									
		右									
		左									
		右									
	左										
上記のとおり診断します。 郵便番号 _____ 電話番号 _____ 番 局 年 月 日 病院又は 所在地 診療所の 名称 診療担当者 氏 名 _____ (印)											

災害援護資金借入申込書

受付月日		受付番号		受付者		貸付番号			
被災日時	年 月 日 時		災 害 名						
被害の種類	1 世帯主の負傷		被害場所						
	2 住居の全壊								
	3 住居の半壊								
	4 家財の損害								
償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		償還期間		年 月 (回)				
借入申込者について	フリガナ			男・女	生年月日		年 月 日生 (歳)		
	氏名								
	フリガナ			郵便番号 電話番号		局 番			
	現住所	(方)							
	本籍			勤務先の名称 と所在地					
	職業								
	世帯員の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
	収入合計	円			支出合計	円			
資産の状況	土地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居				
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日から受給 (生住教医)				
	負債	(内容)		(金額)		円			

(連帯保証人本人が書いてください。) 連帯保証人	氏 名				男・女	年 月 日生 (歳)	
	現 住 所				本 籍 地		
	職 業		月収 円		申込者との関係	家族数 人	
	資 産	土 地	(1) 宅地 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	勤 務 先	名 称	
建 物		(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	所在地		電 話 局 番	
この災害の前1年以内に被災したことの 及びその状況 有無 (有・無) (状況)							
この災害により世帯主が死亡又は重度 となった事実の有無 障害者 (有・無)							
資 金 の 使 途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計	円
			円	災害援護資金で			円
			円	手持資金で			円
			円				
			円	その他 () で			円

第 年 月 日

様

つくばみらい市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日申込みのあった災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定したので通知します。

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦 月賦
利子 無利子 年1.5パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 持参するもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと連帯保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日
号 日

様

つくばみらい市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりました
のでお知らせします。

(不承認の理由)

災害援護資金借用書

借用金額 円
利子 無利子 年1.5パーセント
措置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦 月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所
借受人氏名
住 所
連帯保証人氏名

㊦

㊦

年 月 日

つくばみらい市長 様

借受人 住所
氏名 (印)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

年 月 日

つくばみらい市長 様

借受人住所

氏名

㊟

連帯保証人住所

氏名

㊟

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)					
貸付けの条件	借入金額	円		貸付番号	
	措置期間	1 3年 2 5年		希望猶予 期間等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

第 年 月 日
号 日

様

つくばみらい市長



支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったので通知します。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

様式第9号(第13条関係)

第 年 月 日
号 日

様

つくばみらい市長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

年 月 日

つくばみらい市長 様

借受人住所
氏名 印
連帯保証人住所
氏名 印

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額 円					
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 14 条関係)

第 年 月 日
号 日

様

つくばみらい市長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日申出のあった違約金の支払免除については、次のとおり承認しましたので
通知します。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円 利子 円に係る 年 月
日における違約金 円の支払を免除いたします。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年月日	貸付金額	円
償還方法		年賦 半年賦 月賦	償還期限	年月日	償還金額 円
免除申請額		円(償還未済額の全部一部で)			
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業			勤務先及び所在地	
連帯保証人	フリガナ			男・女	年月日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業			勤務先及び所在地	
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年月日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者 ㊟</p> <p>つくばみらい市長 様</p>					

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことにしましたので通知します。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 % の率で違約金が更に加算されます。

第 年 月 日 号

様

つくばみらい市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のありました災害援護資金の償還免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 % の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏名等変更届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
<input type="radio"/> で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。			
年 月 日			
借受人(又は同居の親族) 住所 氏名 印			
連帯保証人 住所 氏名 印			
つくばみらい市長 様			

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	
		住所		円	
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由の該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

(参考)規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号	
障害者に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	障害者の氏名				
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年 月 日	年 月 日	住所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
障害の種類 程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 () ()		医師の氏名 () ()	
	障害の状況	法別表の該当事項(号)			
支給に関する事項	支給日		支給制限事由の該当の有無	有 (その事由) 無	
	支給場所				
	支給金額	円			
備考	支給した職員				